

議案第28号

湯河原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

湯河原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月21日提出

湯河原町長 富 田 幸 宏

（提案理由）

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、要支援認定者に対する地域包括ケアシステムの推進に向けた虐待防止等の取組み及び良質な介護予防ケアマネジメントの確保に向けた環境づくり等を図るため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基
準等を定める条例の一部を改正する条例

湯河原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援
等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平
成26年湯河原町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者であ
る指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」
を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る
事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介
護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下
「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」
を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定
により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定に
より置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条
の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任
介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門
員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護
支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とする
ことができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、
次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務
に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防
支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第2項中「利用申込者」を「利用者」に改め、同条第3項中「担当職員」
の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合に
あつては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加える。
第13条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料の
ほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して
指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受
けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する
費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家

族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「に係る」を「について前条第1項の」に改める。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「(平成11年厚生省令第36号)」を削り、同条第4号中「次章の規定」の次に「(第33条第29号の規定を除く。)」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第33条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

- (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
- (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - a 利用者の心身の状況が安定していること。
 - b 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通を行うことができること。
 - c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条に次の1号を加える。

- (29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により町長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(重要事項の掲示に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の第24条第3項(改正後の第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

湯河原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
(従業者の員数) 第5条 <u>指定介護予防支援事業者</u>は、当該指定に係る事業所（以下「<u>指定介護予防支援事業所</u>」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「<u>担当職員</u>」という。）を置かなければならない。 (管理者) 第6条 <u>指定介護予防支援事業者</u>は、<u>指定介護予防支援事業所</u>ごとに常勤の管理者を置かなければならない。 2 <u>前項に規定する管理者</u>は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。	(従業者の員数) 第5条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者</u>は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「<u>担当職員</u>」という。）を置かなければならない。 2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者</u>は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。 (管理者) 第6条 <u>指定介護予防支援事業者</u>は、当該指定に係る事業所（以下「<u>指定介護予防支援事業所</u>」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。 2 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者</u>は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。 3 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第</u>	

現 行	改 正 後	備 考
(内容及び手続の説明及び同意) 第7条 (略) 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用申込者</u>又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること	<u>1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。</u> <u>4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u> <u>(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</u> <u>(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)</u> (内容及び手続の説明及び同意) 第7条 (略) 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者</u>又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等に	

現 行	改 正 後	備 考
等につき説明を行い、理解を得なければならない。 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。 4 (略) ― 8 (略) (利用料等の受領) 第13条 (略) (保険給付の請求のための証明書の交付) 第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援に	つき説明を行い、理解を得なければならない。 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員<u>(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)</u>の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。 4 (略) ― 8 (略) (利用料等の受領) 第13条 (略) 2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。</u> 3 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u> (保険給付の請求のための証明書の交付) 第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援に	

現 行	改 正 後	備 考
係る利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 (指定介護予防支援の業務の委託) 第15条 <u>指定介護予防支援事業者</u>は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。 (2) (略) (3) (略) (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第4条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。 (掲示) 第24条 <u>指定介護予防支援事業者</u>は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を	ついて前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 (指定介護予防支援の業務の委託) 第15条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者</u>は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。 (2) (略) (3) (略) (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第4条、この章及び次章の規定(第33条第29号の規定を除く。)を遵守するよう措置させなければならないこと。 (掲示) 第24条 <u>指定介護予防支援事業者</u>は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以	

現 行	改 正 後	備 考
掲示しなければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。 (記録の整備) 第31条 (略) 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア (略) イ ウ (略) エ <u>第33条第15号に規定する</u>評価の結果の記録 オ (略)	<u>下この条において単に「重要事項」という。）</u>を掲示しなければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。 3 <u>指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u> (記録の整備) 第31条 (略) 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) (略) (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア (略) イ ウ (略) エ <u>第33条第15号の規定による</u>評価の結果の記録 オ (略) (3) <u>第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第33条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u>	

現 行	改 正 後	備 考
(3) <u>第18条に規定する町への通知に係る記録</u> (4) <u>第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u> (5) <u>第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> (指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1) (略) (2) (略)	(4) <u>第18条の規定による町への通知に係る記録</u> (5) <u>第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u> (6) <u>第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> (指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1) (略) (2) (略) (2)の2 <u>指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> (2)の3 <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> (3) (略) (15) (略) (16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。	
(3) (略) ― (15) (略) (16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。	(3) (略) ― (15) (略) (16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。	

現 行	改 正 後	備 考
ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回<u>及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者と面接すること。</u>	ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者と面接すること。 イ <u>アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。</u> <u>(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u> <u>(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u> <u>a 利用者の心身の状況が安定していること。</u> <u>b 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通を行うことができること。</u>	

現 行	改 正 後	備 考
イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者と面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。 ウ （略） (17) （略） (28) （略）	<u>c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u> <u>ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</u> <u>エ 利用者の居宅を訪問しない月（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者と面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</u> <u>オ （略） (17) （略） (28) （略）</u> <u>(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により町長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。</u> 附 則	

現 行	改 正 後	備 考
	(施行期日) 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 (重要事項の掲示に係る経過措置) 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の第24条第3項(改正後の第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。	

湯河原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に
関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の概要

(1) 条例第 5 条（従業者の員数）及び 第 6 条（管理者）

＝居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置＝

◆居宅介護支援事業所が指定を受けて介護予防支援を行う場合の人員に
関する基準については、次のとおりとする。

- ア 事業所ごとに 1 名以上の介護支援専門員を置かなければならない。
- イ 常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならない。
- ウ 管理者は、同一事業所の他の職務に従事する場合や、管理上支障が
ない範囲で他の事業所の職務に従事する場合を除き、専らその職務に
従事する者でなければならない。

(2) 条例第 13 条（利用料等の受領）

＝利用者等への説明及び同意に基づく利用料等の受領＝

◆利用者の選定に基づき、通常の事業の実施地域外で介護予防支援を行
う場合においては、あらかじめ、利用者等に説明及び同意の上、それ
に要する交通費の支払を受けることができる。

(3) 条例第 24 条（掲示）

＝「書面掲示」規制の見直し＝

- ◆事業所の運営規程など、重要事項の掲示について、インターネット上
で情報の閲覧が完結するよう、書面掲示に加え、原則としてウェブサ
イトに掲載することを義務付ける。
- ◆1 年の経過措置期間を設ける。
(令和 7 年 3 月 31 日までの間は「削除」とする。)

(4) 条例第 33 条（指定介護予防支援の具体的取扱方針）

＝身体的拘束等の適正化の推進（第 2 号の 2 及び第 2 号の 3）＝

- ◆身体的拘束等の適正化を推進する観点から、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。
- ◆また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。

＝介護予防サービス事業者等との連携によるモニタリング（第16号）＝

- ◆人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、次に掲げる要件を設けた上でテレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施を可能とする。

ア 利用者の同意を得ること。

イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について、主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- ・利用者の心身の状態が安定していること。
- ・利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通できること。
- ・介護支援専門員がテレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について担当者から提供を受けること。

ウ 少なくとも、連続する 2 期間に 1 回は、利用者の居宅を訪問すること。

＝市町村に対する情報提供（第29号）＝

- ◆市町村において要支援者の状況を適切に把握する観点から、情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況等を市町村に情報提供することとする。

(5) 条例第 7 条、第 14 条、第 15 条及び第 31 条

- ◆条文中の文言等を整理する。

2 施行日 令和 6 年 4 月 1 日